

非居住者等への支払に対する源泉徴収

外国法人や非居住者（以下「非居住者等」）に対して、一定の国内源泉所得の支払を行う場合には、その種類に応じ所得税を源泉徴収する必要があります。そして原則として支払を行った月の翌月10日までに納付することになります。経済の国際化より海外との取引は増加傾向にあります、一方で一定の所得に対して源泉徴収義務が生じるということを忘れがちになります。今回は非居住者等に対する支払と源泉徴収の取扱いについて見てみましょう。

1 源泉徴収しなければならない所得の種類

非居住者等に対して国内源泉所得を支払う時に源泉徴収しなければならない主な所得の種類、源泉徴収税率は次の通りです。

種 類	源泉徴収税率
土地等の譲渡対価	10.21%
人的役務の提供事業の対価	20.42%
不動産の賃貸料等	20.42%
貸付金の利子	20.42%
工業所有権、著作権の使用料等	20.42%
給与、人的役務の提供に対する報酬等	20.42%

人的役務の提供に対する報酬等については、弁護士、会計士等のほか、科学技術・経営管理等の専門的知識等を有する者が提供するものも含まれますので、幅広い範囲の取引が源泉徴収の対象となります。また不動産の賃借料等については、国外在住の投資家や海外転勤で日本に居住していないオーナーが日本の不動産を貸し出す場合、源泉徴収を行う必要が生じます。工業所有権、著作権の使用料等については、海外の会社が所有するソフトウェアを利用しそのロイヤリティを支払うケースや、外国の新聞社が著作権を有する新聞記事を、許諾を得て公衆送信等を行う場合の著作権の利用対価を支払うケース等が考えられます。これらは実務上も発生する可能性があると思われるので注意が必要です。

2 非居住者等の源泉所得税等の納税証明書

非居住者等は、日本で源泉徴収された所得についてその居住地国においても課税を受けることになり、結果として二重課税が生じます。日本とその者の居住地国との間で二重課税の調整を図るため、居住地国の確定申告において外国税額控除の適用を受けることとなりますが、その際日本で源泉所得税等を納付したことを証する書類として納税証明書が必要となります。実務上は、日本の源泉徴収義務者が「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税証明願」を作成し、その源泉徴収義務者の所轄税務署長に提出することになります。納税証明願には、以下の書類の添付が必要となります。

- ① 源泉所得税等を納付した際の所得税徴収高計算書の写し
- ② 支払金額や納付税額を確認できる送金計算書又は領収書の写し等
- ③ 租税条約による軽減税率の適用を受けている場合には、租税条約に関する届出書の写し

3 租税条約

非居住者等の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより源泉徴収税率が軽減又は免除される場合があります。

相手国との間に租税条約が締結されていれば、国内法である所得税法よりも租税条約（相手国がアメリカであれば日米租税条約）が優先されるため、租税条約の特典を受けることのできる適格者に該当すれば「租税条約に関する届出書」、「特典条項に関する付表」、「居住者証明書」等の書類を支払日の前日までに税務署長に提出することにより、源泉徴収税率の軽減又は免除を受けることができます。

非居住者等への国内源泉所得の支払は、思わぬところで源泉徴収義務が発生する可能性があるため、海外取引を行う場合その都度チェックする必要があると思われます。